

令和5年度 福岡市バリアフリー推進協議会 議事録

(1)日 時:令和6年1月17日(水) 15時00分から16時30分

(2)場 所:TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神スカイホール

(3)出席者

会長	外井 哲志	日本都市学会 前理事
副会長	清水 邦之	NPO 法人 福岡市障害者関係団体協議会 理事長
委員	荒牧 正道	We Love 天神協議会 事務局長
委員	小野 和枝	福岡市女性翼の会 会長
委員	梶原 浩幸	福岡県警察本部 交通部交通規制課長 代理
委員	内野 豊臣	博多まちづくり推進協議会 事務局長
委員	小柳 浩一	福岡市自閉症協会 会長
委員	下山 いわ子	(社福)福岡市手をつなぐ育成会
委員	定村 俊満	公益社団法人 日本サインデザイン協会 常任理事
委員	志賀 勉	九州大学大学院 人間環境学研究院
委員	高山 智恵美	福岡市肢体障がい者福祉協会 副会長
委員	君嶋 美智子	福岡市精神保健福祉協議会
委員	田中 敬太郎	西日本鉄道(株) 鉄道事業本部施設部長 代理
委員	関 富弘	福岡市PTA協議会 副会長
委員	Colleen Mathieu	ラブエフエム国際放送(株)
委員	判田 宝樹	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 常務理事
委員	東 欣哉	西日本鉄道(株) 執行役員自動車事業本部 副本部長 兼 計画部長 代理
委員	藤田 幸廣	福岡県脊髄損傷者連合会福岡支部 事務局長
委員	山本 秀樹	一般社団法人 福岡市ろうあ協会
委員	明治 博	一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会 会長
委員	藤本 広一	福岡市福祉局長
委員	中村 健児	福岡市住宅都市局長 代理
委員	天本 俊明	福岡市道路下水道局長 代理
委員	三角 正文	福岡市交通局 理事
委員	仲谷 俊昭	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所長 代理
委員	三浦 基路	九州旅客鉄道(株) 執行役員鉄道事業本部サービス部長 兼 営業部長 代理
委員	竹廣 喜一郎	福岡市港湾空港局長 代理
アドバイザー		
	高崎 奈実	国土交通省九州運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長
	佐々部 智文	国土交通省九州地方整備局 企画部 企画課長 代理

(4)次第

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議題

- ・福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況について

4. 閉会

(5)議事録

【開会・委員紹介】

- ・新たに就任した委員を紹介。
- ・協議会の所掌事務の説明。
- ・会長に会議の進行を依頼。

【福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況について】

会長

それでは「福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況」について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1「福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況について」説明

会長

昨年度までの協議会では、ハード面の整備はかなり充実してきた一方で、心のバリアフリーはまだこれからという意見であった。アンケートの結果にもあらわれていたように思う。先ほどの説明でも、ハード面の整備は100%に達するものや目標に近いところまで行っているのが多く、ある程度進んでいる。

ただ、心のバリアフリーの方は目標を立てるのが非常に難しい。資料を見ていただくと分かる通り、目標欄に継続、引き続き実施という記載のものが多い状況である。

ここからは、委員の皆さんからご意見や質問をいただきたい。発言の際には、まず手を上げて名前を言っていただいてから発言をお願いしたい。

また、発言ははっきりと行うように心がけていただきたい。

委員

12 ページに、啓発イベントがいくつか掲載されているが、聴覚障がい者の手話言語の国際イベントが掲載されていない。昨年、博多ポートタワーと福岡市総合体育館をライトアップしたイベントや、手話言語について掲載がない。ユニバーサルデザインに関することとして、是非掲載していただきたい。

事務局

様々な障がい特性に応じた啓発の取り組みを、出来る限り積極的に掲載できるよう改善していく。

委員

もう一点、バリアフリーマップなど、各種パンフレット等に、手話通訳の様子を示すイラストが掲載されていない。障がいのある方のことを伝える際に、視覚障がい者の方、車椅子の方のイラストに比べ、手話通訳の様子を伝えるイラストなどで、聴覚障がいを伝えるものがあまりないのはいかがなものでしょうか。

事務局

バリアフリーマップには、施設情報として、聴覚に障がいがある方の対応についても情報を掲載しているが、引き続き、手話対応等を含めて、多くの情報が載せられるように改善を検討、実施していく。

委員

バリアフリーマップには、エレベーターなど車椅子利用者のための情報や、車いす利用者お出かけマップが掲載されていると思うが、それは英語版もあるか。

また、博物館などの施設に行った際に、近くにエレベーターがあるかといった情報を掲載しているのか。

事務局

バリアフリーマップは、英語の表記はないが、施設の設備をピクトグラムで表示するようにしている。引き続き、多くの方に分かりやすいものとなるよう、改善検討を重ねていく。

また、経路の情報については我々も課題と考えており、どうしても民間の敷地や

歩行空間の様々な形、他にも例えば傾斜や点字ブロックについても種類が複数あり、こういった形であれば情報の収集や更新が安定してできるのか、というところを今後の検討課題と考えている。

委員

私はラジオの仕事で、よく翻訳をしているが、福岡市のサービスについて、最近であればオムツ定期便のサービスは素晴らしいと思ったが、問題は、外国の方がキーワードで検索することが難しいことだ。オムツとローマ字で検索しても出てこず、結局探すのに30分もかかった。日本語ができない外国人は、どうやって情報を探したらいいのかと感じた。

サイトによっては言語を選ぶところがあるが、そこまでどうやってたどり着けばいいのか、それが問題である

事務局

外国の方への情報発信は大変な重要なテーマと考えている。本市には、国際部や、より良い情報発信ということで、広報の担当部署などもある。ホームページの技術的な面もあると思うが、より良いバリアフリー情報の提供ができるよう、頂いたご意見を関係部局と共有させていただく。

委員

ハード面において、数字で追えるものはきっちり進んでおり、頼もしいなと思うが、やはりハードがあって、次にソフトというような見せ方に見える。まずはソフト、理解、その辺りがきっちり出来てこそ、ハードが生きていくのではないかという思いがある。国交省の考え方もあってこうなるのかもしれないが、やはり、福岡市はユニバーサル都市福岡という以上、心の部分がもっと前面に出るような見せ方をお願いしたい。

障がい者差別解消条例ができた。これも一歩進んだということは間違いないと思うが、どれだけ認知されているかということが重要であると思う。条例ができたから、条例があればいいという話ではなく、それがどれだけ認知されていくか、次の取り組みがあってどう進んでいくかということが必要ではないかと思う。

また、19 ページに障がい者の困りごとのアンケートが掲載されているが、例えば発達障がいを見ると第1位は特になくなってきている。困りごとの表現の選び方がそれぞれによって異なるので項目自体に不親切で形式的な部分があり、このような結果になっていると思う。

そのままの形でアンケートの結果として開示されていくと、ひょっとしたら何も困っていないという風に見えてしまう。このように公に出ていく資料にはその辺りが果たして正しいのかという配慮がもう少しあればいいと思う

それから、啓発活動について、学校や地域などで進めているというところは進んでいる部分もあると思う。今日は福岡の有力な民間企業の方もご出席されているが、交通関係など、発達障がいがある方を含め、多くの当事者が利用している。例えば西鉄バスに乗った際に、発達障がいについてみなさんの理解があればあるほど、当事者は乗りやすいと思う。さらに言うと、それぞれの企業の従業員の数の%が、発達障がいをはじめとした当事者がいるということも踏まえて、学校や地域のみならず、企業の方々にも特にソフト面について考えていただき、どのように進めるかという計画をはっきりお持ちいただければと思う。

4月2日の世界自閉症啓発という名前が出ているのは、発達障がい当事者からすると、それだけで大きなことだが、PR するために地下鉄の駅や車両、また JR や西鉄さんにも今日ここでの話を踏まえて、世界自閉症啓発でのポスターを車内や駅などにもどんどん貼っていくというぐらいの理解があればと思う。

会長

まずはハードが前面にあるのではなく、ソフトを強調してほしいという話であった。それは認識を新たにしてもらいたいという意見であったかもしれない

それから、障がい者差別解消条例について、もっと、より認知されるように努力していただきたいという意見だった。

事務局

ソフト面については、心のバリアフリーなどの観点から、課題がある方の生活に想像力を働かせられることが大切と考えており、様々な切り口で働きかけを行っていくことが大変重要である。バリアフリー基本計画においても、44 ページとなるが、心のバリアフリーの推進において、社会的障壁を取り除くこと、合理的配慮といった関係部分について、国の見解なども掲載している。

民間企業に向けた発信についてもご意見を頂いたが、ロードマップの 12 ページに記載している通り、啓発イベントの開催や動画、インターネットを使うなど、様々な広報媒体の活用や広報誌の活用などを様々な切り口で啓発を高めていければと考えている。

会長

アンケートは 5 年ごとに実施されるのか。今年度あたり実施するものか。アンケートに際しては、継続して定点観測でやっていく必要があると思う。次回の際に、先ほどご指摘があった部分について考えていただければと思う。

事務局

アンケート調査については、保健福祉総合計画策定の際にやっており、アンケート結果として、特にないという回答が多かったことをどう捉えるのか、指摘の意見も含め、また、項目を年度ごとに比較できるようにするという部分もあるので、今後検討させていただきたい。

障がい者差別解消条例の啓発については、来年 4 月改正ということで、法律も改正される。一番大きな内容としては、合理的配慮について民間の事業者もこれまでの努力義務から義務になるという大きな変わり目でもあるので、しっかりと啓発を行っていきたいと考えている。やはり事業者の方に知っていただくのも大事だし、一般の方に知っていただくのも大事である。そこについては、もう少し地域の方にしっかり入っていけるような啓発方法を考えながら取り組みたいと考えている。

委員

私たちの会は、知的障がいのある本人とその家族の会である。バリアフリーについてとても関心がある。事務局からの説明では、バリアフリーについて出前講座などの啓発活動を行われているということだが、これは市の職員の方が行っているものか。

事務局

市の職員が実施している。

例えば、施設を管理しているような事業者や地域団体などが対象である。また、九州地方整備局とも連携し、小学校に向けたバリアフリー教育について体験を交えながら取り組んでいる。

委員

ありがとうございます。

先日、能登の震災もあったが、東日本大震災や熊本地震などがあり、非常時にお

いて障がいのある方、また、知的障がいのある人たちが大変さを訴えられなかったり、避難所に行けなかったりしている状況がある。それは日常的に心のバリアフリーが広まっていないことも大きな原因の 1 つだと思う。やはり心のバリアフリーを日常的にみんなが理解できるよう広めていくことが大事ではないかと改めて思ったところである。

私たちの会では、知的障がいや発達障がいについての疑似体験を行っており、車椅子体験やアイマスク体験と同じように感覚や感じ方を体験してもらい、理解のきっかけとなり、知的障がい、発達障がいの人たちの感じ方を想像する引き出しを 1 つでも増やしてもらえような啓発活動を行っている

そこでは、知的障がい、発達障がいの人たちの感じ方を初めて理解できたという感想もいただいている。

市の職員も啓発活動をしているとは思いますが、やはり当事者の生の声を聞いて頂くといい機会も大切ではないかと思う。是非、私たちだけでなく、他の障がい者団体も啓発活動を行っていると思うので、当事者団体の生の声を届ける機会を与えるように検討して頂きたいと思った。企業や団体の皆さまに私たちの啓発活動を職員研修の中で取り入れていただきたい。

会長

疑似体験を含めた啓発を市の職員に行う機会をとということか。

委員

啓発を行っている市の職員の方自身にも経験していただく機会ということである。

また、それ以外でも、市が出前講座を行った際に、当事者団体の啓発活動を紹介していただけたらと思う。

事務局

様々な当事者団体の方と連携して施策を進めていくのは大切なことだと考えており、市民福祉プラザなどを通じて、当事者の方と共に施策をやっていくスタンスである。当事者団体の方々が、様々な切り口で取り組まれており、私たちが知らない点もあると思われるので、まずはそこを勉強させていただき、協力してより良い取組みが検討していく。

委員

今日の報告の中でも、歩道の段差のことなど、しっかりとやってもらっている部分がある。私たちが当事者として呼ばれ、車椅子の方々と視覚障がい者にとって妥協する点はどこなのか、ここ一年の間に考えていく良い機会を設けるなど、非常に努力していただいた。ありがたいと思っている。

そのようにものすごく熱量がある部署がある一方で、例えば情報のバリアフリーという部分で新しい機械、端末が出てきた時に、基本的に、まだ一般的ではないものなので、生活用具などの基準などもあると思うが、福岡市にお願いに行くと、まず様子を見てからという答えが出てくる。

どこかが最初に始めないと一般的にはならないので、ユニバーサル都市福岡を目指している福岡市がリーダーシップを取っていただきたい。

去年広島に全国政令市の会議に行った時に話をしていると、福岡が遅れていると言われるようなこともあった。

先ほど申し上げたとおり、道路の段差の解消などをすごく熱量を持って取り組んで下さるところもあれば、一方で様子を見て、半年、1年など遅れるようなところもある。これは予算の問題や様々なしがらみがあるのだと思うが、今後、4月から障害者差別解消法も施行するので、福岡に改めてリーダーシップを取って牽引して欲しいと思う。

事務局

まず福岡市バリアフリーサポーター制度にご協力いただき、誠にありがたいと思っている。

当課としては、サポーター制度を通じた良い事例というものを、できるだけうまく共有しながら、制度の利用が広がっていくように努めていきたいと考えている。

また、例えば、民間の様々なアプリを活用することなどについては、営利性の観点との兼ね合いなどから、行政として後ろ向きに見えてしまうような場面もあるかもしれないが、1つ1つの意見を聞きながらどういう形がありえるのか、我々も勉強しながら考えていくことが大切だと思っている。

委員

私が心配しているのは災害のことである。あちこちで災害が起こっているが、その災害が起こった場合に、今は通常の生活の中のバリアフリーについて議論しているが、災害がおこった時のバリアフリーを考えているのか尋ねる。

事務局

災害時のバリアフリーについて、基本的にはハード整備というところがまずある。

バリアフリーは国の基準に基づき、大規模の面積のものについて網をかけてバリアフリー化を図っていくような仕組みであるが、福岡市福祉のまちづくり条例においては、一定の公共性があれば規模の小さいものについてもバリアフリー化を図っていくかたちで実施することとなっている。公民館等のバリアフリー化は着実に図られていると考えている。

また、災害については、今回の能登の地震など、大規模な災害では、福祉施設なども被災している状況があり、その場合は復旧までの時間もかかるので、より広域での対応というところも問題になってくるとは思っている。ご意見をいただいたところも、関係部署と共有しながら、様々な事例について勉強し、それぞれの施策を高めていければと考えている。

委員

災害が起きると避難が必要なわけだが、それについて理解ができない方がいるのではないか。例えば外国の方などを日本語で逃げろと言っても理解ができない。他のいろんな障害の方もその方が理解できるような言葉で誘導してあげないといけないと思う。そういった部分をどう考えているか。

事務局

非常時の声かけ時に、皆さんが混乱している中で、できるだけわかりやすい言葉で呼びかけを行うということは大切なことだと考えている。本市の国際部では、やさしい日本語を使う大切さについて啓発も行っている。

また、地域防災の方で、様々な形で事案ごとの対応について検討を重ねていると思う。今回の推進協議会の場でご意見があったことは共有させていただく。

会長

災害の際の問題は、あらゆる方を含むので、障がいのある方を含め、みんなのことについて検討していくことが非常に重要なことだと思う。国の方針もあると思うが、福岡市において障がいのある方を含め全体を考えていくという姿勢を忘れないでいただきたい。

事務局

補足させていただく。まず、外国の方についてはやさしい日本語で報道、呼びかけを既にマスコミにやっただけ。また、今日もご出席いただいている LOVE FM の放送の中で、市の色々な情報を英語で発信していただくことについても協力を頂いている。

国際的な団体もあり、そういったところと連携を図りながら、最新の情報をお伝えしていくということも、国際部や防災部と連携を図りながらやっているところである。

足りない部分については、ご意見を頂きながら、しっかりと対応できるようにしたい。障がいがある持方についても、例えば聴覚の障がいがある方については、自宅の FAX で文字情報として送るといった取り組みもやっている。そういった様々な特性に合わせて、地域の方の声かけなどのご協力を頂きながら、しっかりと避難に結びつけて命を守るということにつなげていきたいと考えている。

委員

先ほどから何人かの方から意見があった情報のバリアフリー、外国人に対しての情報提供、バリアフリーマップに日本語しかないといった話に関連した話をしたい。

これは行政サービス、行政行為のバリアフリーと思う。行政の方が専門でおられるので、建て付けがどうなのかとの点も含め、話をさせていただく。

バリアフリー基本計画から具体的なハードに落とし込む場合は、施設整備マニュアルなどがあると思う。それでは、いわゆる情報のバリアフリーについてはどうなのか。福岡市のホームページやパンフレット、会議資料、先ほども意見があった外国人に対する情報提供、行政情報の提供、それから、広域に言えば選挙の投票方法のバリアフリーなど、実は行政サービスの中にも、バリアはたくさんある。現場ごとに、それぞれ創意工夫してやっているところもあるが、それを押さえる建て付けが何かあるのか。バリアフリー基本計画には、その点は掲載されていない。どこか別のところで、そのようなマニュアルやガイドラインのようなものがあるのか。もしくはこの基本計画にそういう項目を建て付けとして増やさないといけないのか、その辺の考えをお聞きしたい。

事務局

情報のバリアフリーについて、まずはホームページのアクセシビリティというところでは、福岡市の広報課で基準として Web アクセシビリティの国内標準基準

である JIS の AA 準拠というところを基準として定めている。ただ、画像にきちんとテキストデータが添えられているかなど、個別に見ていくと、やはり不備がある場合など不十分な部分があると思う。こういったところを順次改善しながら様々な方のアクセシビリティを高めていければと考えている。

会長

質問はそういったものをまとめた 1 冊それを見れば様々なことについて掲載されているというものが必要ではないのかということだと思う。

ハード・ソフトの割り振りだけじゃなく、情報についてもそれが必要という指摘だった。それを作るような方向で今後進めるかということであった。

事務局

基本的に福祉のまちづくり条例やユニバーサルデザインの理念を踏まえて、障がいをお持ちの方、あるいは高齢者の方、あるいは外国の方など特性に合わせ、それぞれの業務で、きちんとサービスが届くようにする方向で努力をしているところであり、1 つの条例、規則などに基準などを羅列しているという形にはなっていない。

そのため、部署によってはその取り組みの濃淡がある場合もあると思う。福岡市としては職員向けの研修などに力を入れ、想像力を働かせ、しっかりとサービスが皆様に届くように事業を展開しているところである。選挙の話もあったが、例えばハード面で言うと投票所の選定については、当然車椅子の方のアクセスや投票時のフォローといったところについても選挙管理会事務局で知恵を巡らせながら、可能な限り対応しているところである。今日をご意見いただいた個別の件についてもご意見を基に改善できるところは改善していくという形でやっていきたい。なかなか職員で気づかず、至らない点があると思う。お気づきの点があればその都度ご意見をいただければ、それを庁内で共有し、改善していくことができると思っている。

委員

なかなか痒いところに回答がもらえず困っている。この基本計画に追加するつもりがあるのかなのか、近いうちに改定があると思う。

現在ハードとソフトしか掲載されていない。ソフトについてはほとんどを啓発事業の表明をしているだけである。そうではなく、本当の行政サービスの情報のソフト、これを基本計画に載せるべきではないかということを上申している。

事務局

バリアフリー基本計画の基本的な建て付けとしては、まず国の基本方針があり、バリアフリー法に基づく計画として策定しているので、ご意見をいただいたようなレベルのバリアフリー情報に関する発信ということについては、基本方針の中に記載はない。

一方で、ソフト面の取り組みの一つとして配布している基本計画の冊子の54ページにバリアフリー情報の発信ということを促進していく観点で施策の掲載などを行っているところである。全ての情報のバリアフリーについて、バリアフリー基本計画の中で表現するかということは、他施策もあり一考が必要かなと思う。バリアフリー基本計画の立場から、施策の一つとして、情報発信のバリアフリーについて項目を充実させていきたいというように考えている。

この際、例えば、色覚の問題や明るさの問題、バリアフリーの観点からも改善した方がいいところも、もちろんある。委員がご専門で協力いただいている認知症デザインなど、そのような観点から、幅広く情報発信ができるよう重点を置いて計画を作成するなど、今後、引き続き考えていく。

会長

完全な回答になっていないかもしれないが、委員の意見を基に今後検討していただきたいと思う。

委員

事務局的な発言になるが、ハード面のバリアフリーについては、いわゆるマニュアルやガイドラインなどで明確に書きやすい。ソフト面のバリアフリーはかなり分野が広く、情報発信だけでも様々な見方があり、うまくまとめられるかという部分もあるので、計画がハードに偏って、その下にソフトがあるように見えるという部分を含め研究させていただくということで、事務局で預かっていただきたい。

会長

時間が迫ってきた。

今日は特に心のバリアフリー、ソフト面について、かなり意見をいただいた。初めに手話に関することがバリアフリーマップに掲載されていない。次に外国人に対するWebの外国語対応を含めた色んな情報を提供の話があった。

それからソフト面を重点的にやっていただきたいという意見、啓発活動につい

て当事者の感覚を疑似体験したほうが良いのではないかという話と、最後に情報のバリアフリーの話があった。

この辺りが今後の進むべき方向なのかなと思う。

最後に、副会長から障がい当事者の団体の代表として少しお話を頂きたい。

副会長

当事者ということで話をさせていただく。

委員の皆さんの発言にもあったように、バリアというのは、障がいによって様々ある。極端に言うと一人ひとり違う。私は頸椎損傷だが、同じ頸椎損傷でも障がいの出てくる場所も違うし、強さも違う。そのように障がいによって様々なバリアが生まれている。ただ、それを全部解消するのはなかなか難しい

全て解消することはできないが、移動や生活が少しでもスムーズに行くような環境はやはり非常に重要であり、そうになっていくと我々も非常にありがたいと思う。

委員の発言の中にもあったが、条例に関する市民の意識調査アンケートの中で条例そのものをどれくらい認知されているかということ、7割の方が条例があること、内容がどんなものなのか把握できていないという結果であった。

そのため認知してもらおうということも、今後しっかり力を入れていかなければならない。ハード面が進んでもやはり心のバリアそういった部分の理解がないとい意味での共生社会にはならないのではないかと思う。

我々の団体も、出前福祉講座ということで、いろんなところから声をかけていただき、障害に対する理解、それから体験を行っている。今年の4月から事業者の方も合理的配慮が義務化されるので、是非職員の方の研修の中に取り入れていただき、一人ひとりの理解が進むようにしていただきたい。そういうことをやっていただけると、よりハード面が生きてくるし、やはり住みよい地域や、社会ができてくるのではないかと思う。これは行政だけでなく、地域や市民の皆さんが理解し、一緒に取り組むというような感覚がないと進んでいかないのではないかと思う。今後も皆さんの意見をいただきながら、共生社会の実現を目指してやっていければと思う。

会長

本日の議題については以上である。

事務局にマイクをお返しする。

事務局

閉会挨拶